

## 第6回徳島県規制改革会議 概要

日 時：平成29年8月24日（木）10：00～11：35

場 所：県庁4階 402会議室

出席者：床桜座長、田村委員、加渡委員、長池委員、福田様（山田委員代理）、  
渡辺委員、萬様（河野委員代理）、青木委員、内藤委員、事務局  
株式会社サーブ 金森代表取締役社長  
株式会社百戦錬磨 小澤地域推進プロジェクト統括責任者・吉井氏

内 容：

### 1 開会

### 2 徳島県における規制改革（第2次提言（案））について

#### ○前回の整理について

- ・事務局から、資料1に基づき、これまでの議論とその経緯を説明

#### ○イベント時の飲食提供について

- ・株式会社サーブ 金森代表取締役から現状の課題等を指摘・説明

（主な内容）・当社はとくしまマルシェを運営している。

- ・ここ数年、保健所は許可を出せる考え方を示してくれるようになっており、やりやすくなって来ている。
- ・熱加工したものは許可が出やすいが、パスタなど一部のメニューについては出ない。これは保健所の許可対象メニューに関する規定が時代に合わないものになってしまっているためではないか。
- ・臨時的季節的許可は1日に限り有効であるため、イベントごとに毎回許可を取る必要がある。その都度、申請費用も必要であり、負担が大きい。
- ・プレハブであっても、固定の施設があれば、たいていのことは可能。
- ・特定のメニューについて許可が出ないことや許可の区分についても理解しがたいものが少なからずある。
- ・メニューが多様化しているので、衛生上必要な対応を前提として、メニュー規定の解釈については前向きな対応を望みたい。

- ・担当課（安全衛生課）から参考資料2に基づき、説明

（主な内容）・パスタは加熱されない材料が用いられたり、混ぜる工程による汚染の可能性があるため、運用範囲には含めていない。

- ・ただし、レトルトのソースをかけるのみの場合など衛生上、問題がない場合には許可しているのではないかと考える。
- ・臨時的営業許可でも、施設を撤去しない場合には長期の許可があり得るが、とくしまマルシェでは施設が撤去されることから、設備の確認が必要。

- ・意見交換

委 員：とくしまマルシェのように施設が撤去される場合でも、設備が同じ場合なら、県

として許可できる方向性に持って行くことが可能か、検討すべきでは。

金森社長：マルシェの近辺にプレハブ小屋を設置し、固定の許可を取得することも考えている。そうすれば、生鮮食品も提供できる。そちらが近道かもしれない。

座長：マルシェ以外にも道の駅等で定期的なイベントが開催されていることを考えると、一定の管理下に置かれ、衛生の確保が担保された場合には、その都度ではない継続的な許可がなされることが望ましいと考える。

委員：現状、マルシェでは個々の店舗で許可を取っているのか。それともマルシェ全体で取っているのか。

金森社長：各事業者が取っている。たいていは5年間有効な露店営業だが、イベント的に露店営業の対象から外れる店舗を出す際は、臨時的季節的営業の許可を取得している。

委員：プレハブの場合は固定となるのか。

金森社長：そのとおり。

委員：県によって、厳しさが異なるとの話があったが、そもそも差があるのは構わないことなのか。

金森社長：徳島県より厳しいところでは、総菜を販売する場合にも、自らの物販許可だけでなく、製造者の許可まで確認を求められる。徳島はそこまでは厳しくない。衛生上の問題以外に、アレルギー表示やコップの提供などを求められた地域もある。

座長：少なくとも県内での基準は統一されているべき。参考資料2のメニューは例示だろうが、時代に合ったものを加えてはどうか。

金森社長：もちろんパスタもハンバーガーも調理や提供の仕方によっては認められるケースもないわけではない。なお、申請に際しては、手続きに加え、申請費用の負担も大きい。

委員：申請費用はどのように決まっているのか。

担当課：県の手数料条例で規定されている。

座長：資料に掲載されているメニューの例示を増やすことで、許可されるメニューを拡大していくことが望ましい。また、イベントについても1回の申請で年間を通じた許可が認められないか検討してもらいたい。

担当課：手続きとして、食の安全安心審議会に諮り、ご賛同いただければ、運用を変えることはできる。

座長：規制改革会議としては、あるべき姿を求めていきたい。

#### ○分散型民泊の推進について

・株式会社百戦錬磨 小澤統括責任者から、資料2に基づき、同社の事業内容や望ましい制度のあり方について説明・提案

・担当課（農山漁村振興課）から同社の提案に対し、説明

（主な内容）・農山漁村民宿の品質の確保の観点から、分散型民宿についても、同等の品質が確保されることが重要。

・意見交換

委員：泊食分離に対する規制は徳島県独自のものか。他県とは異なっているのか。

事務局：農林漁家民宿は体験メニューの提供を前提に、施設基準を旅館業法上の簡易宿所よりも緩和している。法律では規定されていない部分もあり、体験メニューの内容や提供主体については、地域によって運用に幅が見られる。徳島県では、体験メニューをほかのところで実施する場合は農林漁家民宿とは認めていない。

委員：他県では分散型を認めているのか。

事務局：全ては把握していないが、和歌山県では宿泊と体験メニューの提供者が異なっていると思われる事例がある。

座長：徳島県としての農林漁家民宿の要件を定めているものは要領か何かなのか。百戦錬磨の提案はそれに合致しないということか。

担当課：そのとおり。現在の要件では、農林漁家民宿を開業できるのは農林漁家のみとなっている。

座長：制度設計として、体験実施のパートナーとして、その限定をはずし、役割分担とパートナーシップによる運営を認めればよいのではないか。ある程度、エリアを定める必要があるだろう。

委員：パッケージング化し、実証実験のように試行してみてもどうか。

小澤統括：（農林漁家民宿について規定している）農山漁村余暇法が平成17年に改正され、法律上は、農林漁家でなくても事業者としての認定が取れるようになっているが、徳島県では、要綱にその限定が残ってしまっている。

座長：制度的に法律上は問題がないということ。しっかりとした運用のために、農林漁家民宿の品質確保自体は必要。

## ○第2次提言の取りまとめについて

・事務局から、資料3に基づき、説明

・意見交換

委員：イベント時の飲食営業許可について、理想は議論にあったように包括的な許可が出せることだが、もし毎回、申請が必要だとしても、費用の免除・軽減などを含む見直しは可能ではないか。

委員：同じくイベント時の飲食営業許可についてだが、規定の内容が時代にマッチしていないと感じる。マルシェのように実績を重ねているイベントはその実績も考慮すべき。民泊については、個々の農家の限界を考えると、百戦錬磨の提案のように地域で受け入れるという制度が必要。

委員：安全や衛生など人命に関わる規制が簡単に変えられないのは理解できるが、新しいことにチャレンジする事業者の存在がなければ今後の発展はないのだから、これまでの実績も見た上で、弾力的な運用をしてもらいたい。

委員：申請を受け付ける部署や担当者によって判断や対応が異なるという話があったが、それは問題。行政担当者のレベルの一定化が必要。

金森社長：以前は担当者による差異を感じたが、最近では組織内の意思統一が図られてきたのを感じる。ただ、処理件数の少ない部署では事例の少なさのためか、対応が後ろ向きな傾向がある。

座長：行政の責任体制という意味において非常に重要な指摘。規制改革の観点からも行政の信頼性に関わる問題。

委員：県の規制のあり方を変えていくには、それぞれの審議会や条例を通さなければ実現できないわけだから、提言としてもシステム全体・組織全体についての言及が必要。

また、行政コスト削減の20%という目標値は国と同じとのことだったが、もう一步踏み込んでどうか。

委員：今回の提言を受けた県の対応について、PDCAのチェック・アクションの部分をこの規制改革会議でまた教えてもらいたい。

委員：現在の規制の根拠となっているものは、一体いつどのような状態で何を根拠に定められたのか。今は規制の存在が当たり前となっているが、その当たりの根拠を疑っていかなければいけない。規制を緩和する流れの中で、なし崩し的に何でもあり、ということにならないよう、その規制内容を厳格かつ明確にする必要がある。

座長：確かにそのとおりで、本日も食品衛生でそういった議論があったところ。それでは、ただ今いただいたご意見を踏まえ、提言案を修正させていただきたい。修正は私に一任いただいてよろしいか。

(各委員とも異議なし)

それでは、修正がまとまり次第、委員の皆様にはご提供させていただく。

以上